

改正案	現行
<p>第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p>	<p>第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p>

一・二 (略)

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

□ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 包括利益

(5) (6) (略)

四・五 (略)

2} 4 (略)

第二百十一條の三十八 法第二百七十二條の十七において準用する法  
 第一百一十條第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
 事項とする。

一 (略)

二 特定少額短期保険業者及びその子会社等の主要な業務に関する  
 事項として次に掲げるもの

イ (略)

□ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標  
 として次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 包括利益

一・二 (略)

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

□ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) (5) (略)

(新設)

四・五 (略)

2} 4 (略)

第二百十一條の三十八 法第二百七十二條の十七において準用する法  
 第一百一十條第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
 事項とする。

一 (略)

二 特定少額短期保険業者及びその子会社等の主要な業務に関する  
 事項として次に掲げるもの

イ (略)

□ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標  
 として次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(新設)

<p>2 4 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)</p> <p>第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>2 4 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)</p> <p>第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>四・五 (略)</p>
---	---